

指導検査基準（指定認知症対応型共同生活介護事業） ※抜粋版

事項	基本的な考え方及び観点
第1 基本方針	<p>1 基本方針</p> <p>指定認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（法第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようなものとなっているか。</p>
第2 人員に関する基準	<p>1 従業者の配置の基準</p> <p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者が、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 介護従業者 <ul style="list-style-type: none"> イ 夜間及び深夜の時間帯以外に、事業所を構成する共同生活住居（ユニット）ごとに、標準数（入居者の数が3又はその端数を増すごとに1以上）を満たすよう配置しているか。 ロ 事業所を構成する共同生活住居（ユニット）ごとに、夜間及び深夜の時間帯の介護従業者の員数は標準数（1以上）を満たすよう配置しているか。 ハ 事業所を構成する共同生活住居（ユニット）ごとに、介護従業者のうち1以上の者は、常勤となっているか。 ② 計画作成担当者 <ul style="list-style-type: none"> イ ユニットごとに計画作成担当者を配置しているか。 ロ 計画作成担当者は、必要な研修を修了しているか。 ハ 計画作成担当者のうち1以上の者は、有効な資格を有する介護支援専門員をもって充てているか。
	<ul style="list-style-type: none"> ③ 管理者 <ul style="list-style-type: none"> イ ユニットごとに常勤の管理者を置いているか。 ただし、共同生活住居の管理上業務に支障がない場合は、当該共同生活住居のほかの職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することは差し支えない。 ※上記ただし書きの場合、訪問系サービス提供者として従事する場合は、支障があると考えられること。 ロ 管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者か。また、必要な研修を修了しているか。 ※平成18年3月31日現在で、認知症対応型共同生活介護の管理者であったものが、小規模多機能型居宅介護事業所又は認知症対応型通所介護事業所の管理者となる場合だけでなく、他の認知症対応型共同生活介護事業所の管理者になる場合（例えば、複数のグループホームを有する法人内において管理者どうしの異動があった場合なども含む。）にも、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を受講する必要がある。 <p>(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は次の要件を満たしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 代表者は、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者か。 ② 必要な研修を修了した者か。 ※必要な研修とは、「認知症対応型サービス事業開設者研修」を指す。ただし、以下の研修を受講したものが代表者となる場合には、既に必要な研修を受講したものとみなされるので、改めて「認知症対応型サービス事業開設者研修」を受講する必要はない。 <ul style="list-style-type: none"> イ 平成17年度以降に実施されている「実践者研修」又は「実践者リーダー研修」、「認知症高齢者グループホーム管理者研修」 ロ 平成12年度以降に実施されている「認知症介護指導者養成研修」 ハ 平成16年度以降に実施された「認知症高齢者グループホーム開設予定者研修」 ニ 平成12～16年度に実施された「基礎課程」又は「専門課程」 <p>(3) (1)にかかわらず、指定認知症対応型共同生活介護の単位の介護職員は、入居者の処遇に支障がない場合は、他の指定認知症対応型共同生活介護の単位の介護職員として従事することができる。</p>
第3 設備に関する基準	<p>1 設備及び備品等</p> <p>(1) 共同生活住居の数は1又は2となっているか。 ※用地の確保が困難であることその他地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3とすることができる。</p> <p>(2) 共同生活住居の入居定員は5人以上9人以下となっているか。</p> <p>(3) 消防用設備及び必要な備品を整備し、点検はできているか。</p> <p>(4) 共同生活住居には、居室、居間、食堂、台所、浴室その他日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。ただし、居間及び食堂は同一の場所とすることができる。</p> <p>(5) 居室は次の通りとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一の居室の定員は1人とする。ただし、入居者の処遇上必要と認められる場合は2名とすることもできる。 ② 床面積は7.43㎡以上とする。
第4 運営に関する基準	<p>1 管理者の責務</p> <p>(1) 管理者は、当該認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 管理者は、当該認知症対応型共同生活介護事業所の従業者に基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>2 運営規程</p> <p>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 利用定員 ④ 認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 入居に当たっての留意事項 ⑥ 非常災害対策 ⑦ その他運営に関する重要事項

	<p>3 勤務体制の確保</p> <p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居者に対して適切なサービスを提供できるように、従業員の勤務体制（日々の勤務時間、職種、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務の担当者等）を定めているか。</p> <p>(2) 介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しているか。</p> <p>(3) 介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>
	<p>4 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。</p> <p>5 提供拒否の禁止</p> <p>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、正当な理由なく指定認知症対応型共同生活介護の提供を拒んではいないか。</p> <p>6 入退居</p> <p>(1) 入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。</p> <p>(2) 主治の医師の診断書等により、認知症の状態のあることの確認をしているか。</p> <p>(3) サービス提供が困難である場合は、適切な他の（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。</p> <p>(4) 退居の際には、入居者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助を行っているか。</p> <p>7 受給資格等の確認</p> <p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、入居者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。</p> <p>(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定認知症対応型共同生活介護を提供するよう努めているか。</p> <p>8 要介護認定の申請に係る援助</p> <p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者については当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p> <p>9 介護等</p> <p>(1) 入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われているか。</p> <p>(2) 介護従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。</p> <p>(3) 入居者の食事その他の家事等は、入居者と介護従業者が共同で行うよう努めているか。</p>
	<p>11 社会生活上の便宜の提供等</p> <p>(1) 入居者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めているか。</p> <p>(2) 郵便、証明書等の交付申請等、入居者が必要とする手続等について、入居者又はその家族が行うことが困難な場合には、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しているか。</p> <p>(3) 常に入居者の家族との連携を図るとともに入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。</p> <p>12 協力医療機関等</p> <p>(1) 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</p> <p>(2) あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</p> <p>(3) サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えているか。</p> <p>14 サービスの提供の記録</p> <p>(1) 入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称、又は、退居の年月日を被保険者証に記載しているか。</p> <p>(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、入居者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該入居者に対して提供しているか。</p> <p>15 利用料等の受領</p> <p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、入居者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けているか。</p> <p>(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) 下記のサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得ているか。</p> <p>① 食材料費</p> <p>② おむつ代</p> <p>③ 理美容代</p> <p>④ 認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者負担とすることが適当な費用</p>
	<p>16 保険給付の請求の申請に必要な証明書の交付</p> <p>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付しているか。</p> <p>17 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針</p> <p>(1) 入居者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、入居者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われているか。</p>

	<p>(2) 入居者一人一人の人格を尊重し、入居者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われているか。</p> <p>(3) 認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮して行われているか。</p> <p>(4) 介護従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(5) サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていないか。</p> <p>(6) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。</p> <p>(7) 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>③ 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(8) 自己評価を少なくとも年1回は行っているか。</p> <p>(9) 外部評価を少なくとも年1回は受けているか。</p> <p>(10) 自己評価・外部評価の結果について、利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記載した文書に添付の上、説明しているか。</p> <p>(11) 自己評価・外部評価の結果について掲示する他、入居者又はその家族に送付等を行っているか。</p>
	<p>18 管理者による管理 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者でないか。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>19 認知症対応型共同生活介護計画の作成 (1) 入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しているか。 (2) 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について入居者又はその家族に対して説明し、入居者の同意を得ているか。 (3) 認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を入居者に交付しているか。 (4) 認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行っているか。また、変更を行う場合、認知症対応型共同生活介護計画を作成したのと同様の一連の手続きを行っているか。</p> <p>20 入居者に関する西東京市への通知 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居者が正当な理由なく、指定認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を西東京市に通知しているか。</p> <p>21 緊急時等の対応 入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p> <p>22 定員の遵守 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っていないか。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>
	<p>23 衛生管理等 (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。 (2) 食中毒および感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言・指導を求めるとともに、綿密な関係を図っているか。 (3) インフルエンザ、腸管出血性大腸菌、レジオネラ症等の対策について、その発生及びまん延を防止するための適切な措置を講じているか。 (4) 安全対策推進員を配置し、入居者の心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の設備の点検、衛生的な管理等に努めているか。</p> <p>24 非常災害対策 (1) 非常災害に関する具体的な計画を立て関係機関等の連携体制等の整備を行っているか。また非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めているか。 (2) 災害対策推進員を配置し、災害対策に関する職員への周知、災害発生時に必要となる物資の点検及び確保を行っているか。</p> <p>25 掲示 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護従業者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>26 秘密保持等 (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、入居者の個人情報を用いる場合は当該入居者の同意を、入居者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <p>27 広告 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p> <p>28 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、入居者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>

	<p>29 苦情処理</p> <p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。</p> <p>(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>30 地域との連携</p> <p>(1) 運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。また、報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、公表しているか。</p> <p>(2) その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図っているか。</p> <p>(3) その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する入居者からの苦情に関して、西東京市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の西東京市が実施する事業に協力するように努めているか。</p> <p>(4) 複数の事業所の運営推進会議を合同で開催する場合には、下記の条件を満たしているか。</p> <p>① 入居者及び入居者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。</p> <p>② 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。</p> <p>31 事故発生時の対応</p> <p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに西東京市、当該入居者の家族、当該入居者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p> <p>(3) 事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p> <p>32 会計の区分</p> <p>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型共同生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p>
	<p>33 記録の整備</p> <p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居者に対するサービス提供に関する以下の記録を整備するとともに、その提供の日から5年間保存しているか。</p> <p>① 認知症対応型共同生活介護計画</p> <p>② 具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>③ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>④ 入居者に関する西東京市への通知に係る記録</p> <p>⑤ 苦情の内容等の記録</p> <p>⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>⑦ 運営推進会議から出された報告、評価、要望、助言等の記録</p>
<p>第5 変更の届出等</p>	<p>1 変更の届出等</p> <p>(1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を西東京市長に届け出ているか。</p> <p>(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を西東京市長に届け出ているか。</p>

<参考>

(注)本文中の表記については、以下のとおり略しています。

法⇒介護保険法(平成9年12月17日交付法律第123号)

省令⇒指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)

基準について⇒指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発0331004号・老振発0331004号・老老発0331017号)

告示⇒指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)